

【随意契約に関する情報】

令和5年12月分(公表日:令和6年1月31日)

	工事の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量	契約事務責任者の職名及び氏名	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした契約事務細則の根拠規定及び理由(企画競争又は参加確認型公募を経た場合はその旨)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員数	備考
1	「砂糖・でん粉業務システムの改修業務(異性化糖に係る糖価調整制度の運用の見直し対応等)に係る契約」の変更覚書について	理事 得田 啓史	[元契約日] 令和5年10月19日 [覚書の締結日] 令和5年12月7日	[元契約日] NECネクサソリューションズ株式会社 東京都港区芝三丁目23番1号 セレスティン芝三井ビル [覚書の締結日] NECネクサソリューションズ株式会社 東京都港区芝三丁目23番1号	令和6年3月下旬の農林水産省による価格の告示日から運用を開始する必要があるが、当該システムの適切な運用が出来ない場合は、関係者及び関係業界に多大な影響を与え当機構への信用が失墜する恐れがあることから、機構本部、地方事務所及び機構が所有する宿舍の設備等に予見不可能な故障が生じ、業務や職員の日常生活に重大な影響が生じる場合であって、ただちに当該設備等の修理等を行う必要があるときに準ずる、理事長が特に認めるときに該当するため。 契約事務細則第28条第1項第2号イに準ずる口	-	6,490,000 [契約金額変更なし]	-	0	-
2	定年引上げに係る人事・給与システムの改修業務	総括理事 森田 健児	令和5年12月8日	株式会社内田洋行 東京都中央区新川二丁目4番7号	当該システムについて、内田洋行が「e-Active Staff人事給与システム」の著作権を有しており、同社しか同システムの改修を行うことが出来ないことから電算システムのプログラムの改良又は保守であって、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該プログラム開発者に行わせるときに該当するため。 (契約事務細則第28条第1項第1号口(i))	-	4,488,000	-	0	-
3	EUにおける農畜産物の需給動向、農業政策等に関する調査(契約変更)	理事 藤野 哲也	[元契約日] 令和3年4月1日 [変更後] 令和5年12月21日	独立行政法人日本貿易振興機構 東京都港区赤坂一丁目12番32号	機構は従来よりジェットロとの間で、日本産農畜産物・食品の輸出促進や、農畜産物の需給・価格動向や農業政策等の調査について、協力関係を構築してきたところ、当該関係を更に強化・発展させるべく、連携協定を締結した。 この協定において、協定実施のために必要な契約を締結するとされていること等を踏まえ、農畜産物の主要輸出入先国であるEUにおける農畜産物の需給動向、農業政策等に関する調査について随意契約を締結し、現地における持続的な情報収集体制を確保のうえ、機構情報誌やHP等を通じた継続的な情報提供を行う必要があるため。(契約事務細則第28条第1項第1号二(V)に準ずるト)	-	[変更前] 173,683,100 [変更後] 187,115,310	-	0	-